

Title	1930年代南京の都市不動産登記文書と現在の秦淮区磨盤街社区 : われわれのフィールドについて
Author(s)	荒武, 達朗
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2015, 6, p. 23-52
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60284
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

1930年代南京の都市不動産登記文書と現在の秦淮区磨盤街社区 ：われわれのフィールドについて

荒武 達朗

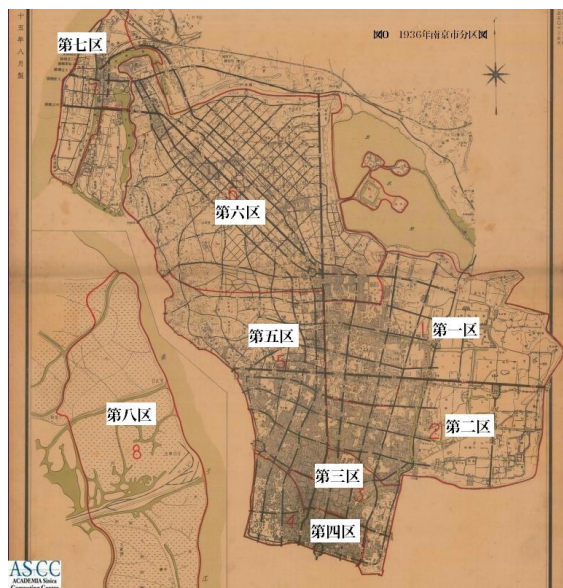
1. はじめに

本稿は第一に台湾国史館に収蔵される 1930 年代南京市の都市不動産登記文書（以下、登記文書と略記）が南京市のどの部分を対象として作成されたかを図示する。第二に本科研の重点調査地域である現在の南京市秦淮区磨盤街社区周辺の現況を報告し、今後の現地調査の可能性を述べる。

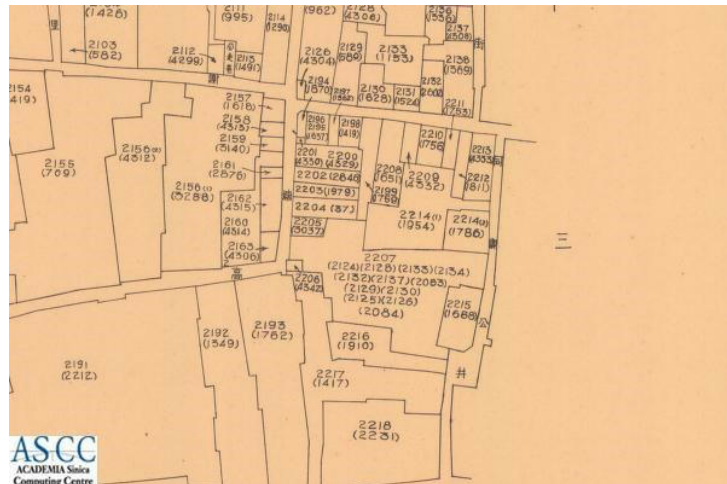
国史館に収蔵される登記文書は南京市の各区内の一筆毎の地段の土地所有権確定の過程で作成されたものである。全宗号 055（旧全宗号 321）の「前南京市政府檔案」には、目録検索システムによれば合計で 24,720 件の文書が収められている。この内 12,146 件が都市不動産登記文書、本稿での略称「登記文書」である。本科研のワークショップ及びニューズレターにて当資料を用いた成果を知ることが出来る。

1936 年の段階で、約 32,000 の地段で登記が行われたと推定される。国史館の所蔵数が約 12,000 とすれば、残りの約 20,000 は南京市の房産檔案館に所蔵されていると考えられるが、現時点では調査する事は出来ない。

2014 年夏まではこの登記文書が南京市の具体的どの地段を対象としたものであるのかは見当もつかず、闇中摸索の作業が続いていた。だが偶然、小林茂氏と片山剛氏により「南京市地籍図」（1936 年 7 月序、8 月製図）を中央研究院地図与遙測影像數位典藏計畫のサイトにて閲覧・一部ダウンロード可能であることが明らかとなった（<http://map.rchss.sinica.edu.tw/>）。南京市地籍図は①1 枚の「土地区域登記図」（右図 0 参照、加工は筆者による）、②9 枚の各区分幅図（「第〇区分幅図」と記される。後掲表 1～表 8-1、表 8-2）、③346 枚の各幅図（「第〇区第〇幅図」。例として後掲表 9～13 参照）、以上三種類合計 356 枚の地図で構成されている。まず①「土地区域登記図」にて南京市内の第一区から第八区までの区分が示される。続いて②「第〇区分幅図」にて各区内にある分幅の区割りが明らかとなる。最後に③「第〇区第〇幅図」にて分幅内の各地段の具体的位置を見て取ることが出来る。つまり①②③と順番を追うと、階層を下るように地段を特定していくことが出来る。



「第四区第十二幅図」を例に簡単に説明する。右は後述する第十二幅「同郷共井」の共同住宅と思しき民居近辺を切り取ったものである。各筆の土地の上の数字が、その地段の番号、下段の（括弧）内の数字が所有権状番号を表している。この所有権状番号は登記文書内に記されるそれと一致している。



2. 南京市城内の都市不動産登記文書（国史館收藏分）の分布状況

上で述べた登記文書は南京市のどの部分を対象としているのだろうか。国民政府の台湾への撤収に際して、総ての文書が移転されたわけではなく、南京に留置（放置）されたものも多数存在する。その残置分は現在は南京市房産檔案館に収蔵されていると考えられる。当該檔案館にも同様の登記文書が所蔵されているとすれば、その“かたわれ”である国史館収蔵分の登記文書に何らかの地域的・時期的偏差が生じるのではないだろうか。

登記文書について、現在のコンピューター上の検索システムではその詳細な内容を明らかにすることは出来ない。だがそれが導入される前の冊子体の目録『前南京市政府運台地籍及文卷移交清冊』からは各文書がどの地段の土地を対象としたものかある程度推測することが出来る。以下に架空の一例を用いて説明する。ここに記される権利人の姓名は現実のものではない。

番号	区	段	権利人姓名	小計宗数	備註
1-2	3	4 5 6 7	張三	8	
1-2	3	4 5 8 9	李四	9	

.....

それぞれの項目について解説する。「番号」に関しては目録冒頭の備註に「『番号』欄係本部人員開箱清点後編列」とあることから、台湾において整理する段階で便宜的につけられた整理番号と考えられる。ただし移転のどの段階で附されたかは分からない。「区」は南京市を構成する1区から8区の数字が記される。その具体的な位置は前節で見た南京市地籍図の「土地区域登記図」を参照されたい。「段」は各区における地段の番号である。

「権利人姓名」はその地段に対して権利を持つ者の姓名を指し、「小計宗数」はその人物を筆頭とする檔案束に含まれる文書の数を表す。現在のコンピューターの検索システムでは「権利人姓名」と「小計総数」のみを知り得るに止まり、我々の作業にとってより重要である「区」「段」は2014年夏の段階では記載されていなかった。この具体的な情報については冊子体の目録を見なければ分からない。つまり台湾新北市の国史館新店閲覧室で

しか知り得ないのである。

上に掲げた例では、ある檔案束があったとして、その束は「張三」を筆頭とし合計 8 件の檔案を内に含んでいる。筆頭の張三の所有地だけは、その位置が 3 区の地段 4567 番にあると判明する。その残りの 7 件は別々の地段の所有者のものであって、どの地段に位置しているのかは実際に檔案の現物を手に取るまでは分からない。その次の「李四」についても同様である。李四以外の 8 名については目録からはその所在地を窺い知ることは出来ない。しかし例外はあるものの同じ檔案束の登記文書は概ね同じ地段の付近に位置していることが多い。乱暴な方法であるが、その筆頭となる地段の檔案が大体その近辺に存在していると仮定して以下の作業を進めた。その際に鍵となるのが、前述の南京市地籍図の「分幅図」に記載される「分幅」とそこに記される地段の数である。「分幅」は市区で狭く郊区・丘陵地帯で広い。この科研で重点的に調査をしている第四区第十一幅近辺の場合は一辺が 1 km～1.5 km の大きさである（後掲図 4）。

ある檔案束の檔案が同じ「分幅」内に存在するとして、その数を合計し、それがそれぞれの分幅全体の中に占める比率を求める。そうすることで国史館の登記文書が同一分幅内の地段をどれほどの割合でカバーしているかが判明する。繰り返すようにこの檔案束の檔案が同一幅内に限定されるわけではない。実数は国史館において檔案束を開いて各檔案がどの地段を対象とするのかを確認せねばならないが、その作業には膨大な時間が必要である。本稿の作業は実数の把握とは言えないものの、大体の傾向をつかむことが出来る。

南京市の第一区から第八区までの南京市地籍図の各分幅図を参照して各幅の地段数を計算し、そこに国史館所蔵の土地登記文書の位置を対照させたのが表 1～表 8 である。各表が各区に対応している。表中の太枠に注目すれば、「割合」の項目は当該幅内地段総数（項目「地段数」）に対する国史館所蔵登記文書数（項目「所蔵数」）の占める比率を表す。理解を助ける為、①75%以上 100%未満、②50%～74%、③25%～49%、④10%～24%、⑤10%未満、⑥0%という区分を行った。一部 100%を超えている分幅が存在する。これはたまたま筆頭にきた檔案の地段が、偶然地段数の少ない分幅のものである場合である。その際には他の分幅に含まれるものもその分幅の檔案として数えられてしまう為、結果的に檔案数が地段総数を超えてしまう。故に、表中の割合も絶対的なものではなくある程度の傾向を知りうるものとして理解していただきたい。

さらに表 1～8 に記載される割合を各区分幅図上にプロットしたものが図 1 から図 7、及び図 8-1、図 8-2 である。各図が各区の分幅図に相当している。第八区は 2 枚の分幅図に跨がっている為、図も 2 枚に分かれた。第四区すなわち図 4 は本科研の考察の中心であるので、他図に対して拡大して表示している。丸印の大小で分幅総地段数に対する国史館所蔵件数の割合を表した。黒い×印は文書が存在しない、表中での表現に従えば 0%であることを示す。

第一区は総統府より東側、梅園新村以東の登記文書はほぼ存在しない。この梅園新村は後述する頤和路民国時期建築群と共に南京市の民国期建築物が集中して残されている地区として知られる。1946 年の国共談判時に周恩来がこの地に滞在したことで記念館が建てら

れている。ここは 1930 年代半ばは新開地であるとともに政府関係機関が置かれた為、既存の土地所有関係の認定を行う登記とは無縁であったのかも知れない。例えば第二区では「政治区」と明記されており分幅も地段も存在しない。それ以外の各分幅の所蔵状況は第一区で 25%以上、第二区では 50%以上を占めるところも見られる。

南京城内の南部、第三区、更にその南の城壁内の第四区では概ね 25%以上の登記文書が収蔵されている。この辺りは都市民の居住地域であり、各分幅に偏差なく登記文書を見出すことが出来た。第四区の北側、第五区では 50%以上を占める幅が目立つ。ここは一部に繁華街を含んでいるが、空白となるのは例えば清涼山など丘陵地帯である。第六区では下関に近い部分で高い割合が見出せる一方で、0%の地域も目を引く。ここは鶏籠山など丘陵地帯や中央大学、現在の南京駅の南側の地域である。後者の地域に登記文書が見当たらない理由はよく分からない。加えて頤和路の民国高級官僚・将官の住宅街の文書も存在しない。この頤和路近辺は現在、民国期の住宅が残っており、ホテル・レストランとして内部を見ることが出来るものもある。筆者はこの地区の一件文書の有無に関心を覚えていたが、残念ながら未収蔵であった。その理由は本文中で述べるように、房産檔案館との資料の“棲み分け”によるものとは考えられない。第六区では 75%以上を占める地区と 50%以下の地区というような分幅による偏差がやや目立つ。第七区は下関の港湾、第八区はその対岸の浦口を含む地域であり、収蔵状況に偏差が見られる。

本科研が対象としている第四区は各幅でほぼ満遍なく登記文書が国史館に収蔵されている。それ以外の各区でも丘陵地や政府関係機関の所在地を除けば概ね文書が見つかる。冒頭で述べたように 1936 年の登記総数 32,000 の内 12,000 が国史館、残りの約 20,000 が南京市房産檔案館に所蔵されていると考えられる。では二つの文書館の収蔵資料の関係はどうなっているのか。当初の筆者の仮定は南京市房産檔案館の所蔵分と地域的、時間的棲み分けが見られるのではないかというものであった。だが国史館の登記文書が市全体に及んでいることは明らかであるので、現在その想定に対しては否定的に考えたい。むしろ房産檔案館の調査が不可能であるので先の推定自体も机上の空論である。今後情勢が変わることで房産檔案館の所蔵状況の調査が可能となることを期待したい。

3. 第四区第十一、十二、十三、十四、十五幅へ：その現況調査

まず後掲図 4 を参照されたい。目下、我々の科研班は、偶然閲覧できた 1951 年発行の地籍図に載っている南京市の中の第四区第十一幅に注目し、登記文書を収集してきた。ここは現在の南京市秦淮区磨盤街社区とその西側の地区にあたる。2012 年 12 月に我々は中華門より第十三幅の「釣魚台」を通り第十二幅へ入り、この第十一幅を含めた地域の「秦淮古民居群」の調査を行った。しかしこの第 1 回目の調査の段階では、「南京市地籍図」を閲覧することは出来ず、具体的にどの地段がどの土地登記文書に相当するのかが分からなかった。本稿第 1 節で述べたように、当該図がインターネット上で閲覧できるということが判明したのは、その後のことである。そこで 2014 年 10 月 15 日に当該図と現況との比較対照する作業を行うべく再調査を行った。そこで得た知見を図 9 より図 13 にまとめ

た。この作業により将来的に実施されるかも知れない第3回調査での困難は、僅かでも軽減されるだろう。なお筆者がこれまで得てきた感触ではこの近辺の古民居群は第十幅より第十五幅まで、中華門の西側に拵がっている。かつては中華門の東側にもあったのだが、そこは更地になってしまった。残念ながら時間と労力の関係で第十幅は未踏査である。第十四幅、第十五幅もアパート群の向こうには足を延ばしていない。

この科研班が注目している第十一幅は図9に示されている。図中の丸印は国史館に登記文書が収蔵されていることを表す。その住宅が現存するならば、文書と対照させることで何らかの新たな発見が生まれるかもしれない。さて図9によれば第十一幅の東半分、「水斎庵」と称される街路より東は以前よりアパートなどが建てられている地帯である。そして西側は都市再開発を目的とした「徴収」の対象となっていた。現在住民は順次引っ越しを余儀なくされている。空き家となった民居に「嚴格依法徴収」と記された紙が貼られていた（写真右、上より1枚目）。



ここに現存する古民居の内、国史館に登記文書が収蔵されているのは、おそらくは17戸である。まさに徴収の境界線上に数戸の民居が位置している為に正確な数は算定できなかった。この中でも秦淮古民居と指定され保存状況が良好と考えられるのは、居民委員会が入っている地段1937番である（写真右、上より2枚目）。地段1948番の曾Jy故居は民国期に小学校に転用され、おそらくは相当に手が入っていると想像される（同、上から3枚目）。これら地段の登記文書は国史館に収蔵されている。地段1883番の劉Zt故居は2012年12月の調査時に訪問した広大な敷地を擁する民居である。内部に公走巷（共有の路地）を有する。偶然、居民に内部に引き入れられ解説を伺うことが出来た民居である。当時の住宅構造が良好に残されているのだが、残念ながら国史館に当該地番の登記文書は存在しない（同、上から4枚目）。全体的に第十一幅は東西を再開発され、古民居群は相当に縮小されている。



続いて図10の第十二幅に目を移そう。図中の丸印は国史館に土地登記文書が収蔵されていることを示す。ここも西半分は再開発によって既に失われている。さらに今回もまた再開発の波に洗われ、10月15日の調査時には高崗里古民居として指定されている房屋（地段2172）ですら「徴収」の対象とされていた。その北側では警官の警備の下、“城管”がある一軒の家に対する強制徴収を実施していた。周囲に人びとが集まり、その情景を見てい



る。特に悲壮感もなく、混乱もなく家財道具がトラックに積み込まれていく（写真左）。ただ徴収区域の中にはまだ人が住んでおり、老婆が二階の窓からこの光景を眺めていたのが印象的であった。

第十二幅の古民居は第十一幅に比べれば数多くまとまって遺されており、土地登記文書の収蔵状況も良好である。2012年12月、偶然入り込むことに成功した地段2084番（第十一幅との境界上、前述の小学校の門の斜め前にある、写真右）の古民居は、原状を良好に保存している住宅である

と考える。裏門から出たところにある公走巷も現存し、図10の分幅図の作図通りであることが確認される。残念ながらこの地段の登記文書は国史館には収蔵されていない（2014年12月15、16日確認）。



また「同郷共井」と称される区画にも古民居群が残存している。この図上に一筆の土地に複数の所有権状が発行されている地段が見出される。実際にその該当する地段を見てみると、概観が集合住宅のような様



相を呈していた（写真左）。本稿冒頭で引用した「第四区第十二幅図」の地段2207番がそれに相当する。この地段の登記文書は国史館に収蔵されている。合計7件の文書が発見された。限られた時間ではあるが、中を確認したところ小さな区画に分かれたものであることが分かった。析産を重ねた結果、一つの土地片に多くの小家族が分居していた（2014年12月15、16日確認）。

図11の第十三幅は中華門から第十二幅につながる地区である。ここは中心からやや西よりに中山南路が南北に貫いている。その西側に「飲馬巷古民居」（地段2269番）がある。地段が完全に一致しているかどうかは不明であるが、国史館にそれと思しき登記文書が収蔵されている（2015年12月15、16日確認）。

中華門から第十二幅方面へ、秦淮河沿いの釣魚台という路を歩く。右手（北側）は古戲台と称される観光地化された街区へと変貌しており、河縁の古民居というかつての姿は失われている。釣魚台の左側とその奥は古民居群が残されている。特に城壁に近い部分は、開発のしようがないのか、旧状を保っているように見受けられる。呉家帳房（地段2301番）が保護単位とされている。この地段の登記文書は存在している。周囲に呉氏がいくつかの土地片を所有していることも分かった（2014年12月15、16日確認）。

秦淮河を挟んで向こう岸に第十五幅がある。まず図13の第十五幅を先に見てみよう。河沿いの長楽路は釣魚台と同じく古民居は失われている。第十五幅の半分以上がアパート群へと変貌を遂げているのだが、北側に古民居群が残されている。路地の状態も良好であった。車の進入も困難であるが故に古民居が集まった形で残されているのではないかと考

えられる。



この地区は第十四幅につらなっているので、引き続き図 12 へと目を向ける。この一帯は周囲を大通りとアパート群に取り囲まれている為、ここだけが取り残されている印象を受ける。しかし小規模ながらも一定の広がりをもつ面をもって、全体的に良好に保存されていると感じた。ここでは程 Xj 故居（地段 2181 番あるいは 2182 番）、安徽省の涇県会館（地段 2785 番）は共に保護単位に指定されている（写真左）。2014 年 12 月 24 日に片山教授の率いる調査団が涇県会館の登記文書が国史館に存在していることを確認し

た。さらにこの地区の特徴として、白い漆喰で外壁を覆った同じ形式の住宅が路地を挟んで整然と対峙している（写真右）。それ故第十一幅、十二幅、十三幅の雑然とした雰囲気とは異なっている。これがどのような原因によるものなのかは分からないが、あるいは安徽省涇県出身者の集住があったのかもしれない。この点は文献を含めて更なる調査が必要である。ただし上記、12 月末の調査団の調査ではこの仮説に対しては否定的である。



4. 調査の展望：おわりにかえて

図 9 によれば第十一幅の約半分の地段に登記文書を見出すことが出来る。本稿第 3 節の作業、特に図 4「第四区分幅図」に基づいて考えると、第十二幅から十五幅までの登記文書所蔵状況は 50%を下回っている。この点で第十一幅に着目する方法は正しいと言える。

しかし現在進行中の事態を鑑みるに第十一幅はすでに東半分が失われているのに加え、西側もまた破壊が進展していた。登記文書の内容と現在の保存状況との比較対照という方法を取るのであれば、第十一幅の優位性は揺らぎつつあると考えられる。その点、第十二幅の状況はやや良好である。地段 2084 番の古民居ならびに同郷共井など興味深い考察対象もある。実際に国史館に登記文書が収蔵されている割合も高いので、さらなる分析が可能であると考えられる。また第十三幅の城壁に近い部分にも広いエリアとして古民居群がのこされており、登記文書もまとまって残っているようだ。さらに第十四幅、第十五幅の安徽省涇県会館周辺はその他の地区とは景観を趣を異にしており、比較考察の対象として意味があるだろう。

また国史館に土地登記文書が所蔵されている家屋の中で、現存しているものに関しては、人民共和国期の歴史についても知り得るはずである。昨年ニューズレターで述べたようにこれらの土地登記文書は太平天国以降の契拠を綴り込んでいるので、文献調査と現地調査を組み合わせることによって 19 世紀半ばから 21 世紀前半に至る歴史的展開を著すことができると思われる。

5. 附編 2014年10月14日-16日 南京調査日誌

Baidu、グーグルアースの衛星画像や航空写真を確認する限り、南京市の中華門近辺には一定の範囲で古民居群が残されていることが分かる。平面的で、くすんだ黒灰色を基調とする区画である。縮尺を拡大すれば北方の四合院のように中心に中庭（天井）がある小土地片が組み合わさっているのが見える。本文中で述べた南京市地籍図の区分で言えば、第四区の第十幅から第十五幅にかけての地域である。

特定の地段を対象として、太平天国より現在に至るモノグラフを作成できないだろうか、という漠然とした問題意識を私は抱いていた。その前段階として、どの地段にどのような家屋が残っており、土地登記文書が残されているのか、という事を突き合わせてみる作業が必要である。私は10月初旬、第十幅から十五幅にかけての地域を目標に現地調査を行うことを計画した。幸い、春秋航空という格安航空会社のサイトで、10月14日高松発上海行き、16日復路という便に極めて廉価な席があることを知り得た。燃油サーチャージ・諸税を含めても21,360円である。さらに授業・公務への影響も極小であったので、即決した。

一日で全てを片付けるには余分なものを持たないのがベストである。最低限の身の回りのもの、撮影機材（iPod touch）、コピーした地籍図をリュックに詰め込み、14日朝大学で少々公務を執り行い、大学前のバス停から高松へ、高松空港から上海へと向かった。機内預け荷物も無いので、そのまま市内へ、3時過ぎには南京東路の近くのホテルに入った。10年近く来ていなかったがその変貌ぶりに驚いた。

15日、朝6:30発の鄭州行きで南京に向かった。8時前には南京南駅に到着し、そこから地下鉄に乗り三山街で下車。中山南路を南へ、さらに集慶路の交差点を西へ向かって調査地に到着した。第十一幅の北東角、秦淮河にかかる新橋が調査の起点である。以下、調査で得た印象は本文中に述べたので省略する。

午前中に第十一幅、十二幅を踏査した。時間の関係上、十幅の調査は放棄した。実際、衛星画像を見る限りそれほどまとまった古民居があるとは思えなかったことにもよる。城管による強制徴収については本文中でも触れた。同時に、どこかの教育機関の教師が学生を率いて街路を参観していた。古民居群はある程度は知名度もあるらしい。昼頃、踏査が終わり、中山南路を渡り、秦淮河の両岸を散策の後、十三幅を横切って中華門へと向かった。

中華門の近くで昼食として牛肉麺と小籠包子を食べた。十三幅、十四幅、十五幅については、該当する土地登記文書を見たことがないので、それほど思い入れもなく、殆ど写真を撮っていない。しかし本文中でも述べたように、第十四幅、十五幅はこれまで見てきた古民居と趣が異なる、という印象を得ている。中山南路を北へ、右側に瓦匠巷と大百花巷の交差点がある。ちょうど、アルファベットのKのようにになっている。縦棒が中山南路、斜め上に向かう線が瓦匠巷、斜め下が大百花巷である。ここから十四幅と十五幅に入っていくと分かりやすいだろう。大百花巷を進めばすぐに程先甲故居、涇県会館がある。そこから十五幅へと踏み出していくと、白壁の細い路地が続く。十五幅の端まで来れば、すぐ

そこに中華門の喧噪が聞こえる。

ほぼ全ての小道を踏査し終わったのが 15 時頃である。帰りに頤和路の民国期建築群を見て帰路についた。南京駅を 16 時過ぎに出発、上海へ。翌 16 日、朝 6 時にチェックアウトし、そのまま上海空港から高松へ。15 時頃大学へと戻った。



表1 国史館所蔵第一区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
1	1	1	295	295	85	29%	
1	2	296	496	201	105	52%	
1	3	497	672	176	126	72%	
1	4	673	888	216	150	69%	
1	5	889	996	108	56	52%	
1	6	997	1211	215	139	65%	
1	7	1212	1419	208	107	51%	
1	8	1420	1556	137	60	44%	
1	9	1557	1677	121	33	27%	
1	10	1678	1681	4	0	0%	
1	11	1682	1728	47	32	68%	
1	12	1729	1760	32	0	0%	
1	13	1761	1781	21	27	129%	
1	14	1782	1795	14	0	0%	
1	15	1796	1799	4	0	0%	
1	16	1800	1844	45	17	38%	
1	17	1845	1912	68	13	19%	
1	18	1913	1913	1	0	0%	
1	19	1914	1968	55	33	60%	
1	20	1969	1991	23	5	22%	
1	21	1992	2152	161	56	35%	
1	22	2153	2282	130	0	0%	
1	23	2283	2296	14	0	0%	
1	24	2297	2315	19	0	0%	
1	25	2316	2318	3	0	0%	
1	26	2319	2372	54	0	0%	
1	27	2373	2385	13	0	0%	
1	28	2386	2392	7	0	0%	
1	29	2393	2395	3	0	0%	
1	30	2396	2432	37	7	19%	
1	31	2433	2500	68	0	0%	
1	32	2501	2537	37	7	19%	
1	33	2538	2631	94	0	0%	
1	34	2632	2683	52	20	38%	
1	35	2684	2821	138	17	12%	
1	36	2822	2986	165	53	32%	
1	37	2987	3150	164	32	20%	
1	38	3151	3251	101	11	11%	
1	39	3251	3277	27	0	0%	
1	32	3278	3286	9	0	0%	

不明地段	8101	8170	8026	8051
所蔵数	11	9	8	6

表2 国史館所蔵第二区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
2	政治区（地図参照）不明						
2	1	1	135	135	108	80%	
2	2	136	228	93	43	46%	
2	3	229	355	127	70	55%	
2	4	356	393	38	5	13%	
2	5	394	556	163	59	36%	
2	6	557	611	55	18	33%	
2	7	612	731	120	33	28%	
2	8	732	950	219	174	79%	
2	9	951	1022	72	50	69%	
2	10	1023	1071	49	38	78%	
2	11	1072	1161	90	48	53%	
2	12	1162	1247	86	24	28%	
2	13	1248	1297	50	28	56%	14幅一括
2	14						13幅一括
2	15	1298	1391	94	58	62%	
2	16	1392	1809	418	130	31%	
2	17	1810	1872	63	59	94%	

表3 国史館所蔵第三区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
3	1	1	178	178	85	48%	
3	2	179	268	90	37	41%	
3	3	269	599	331	165	50%	
3	4	600	774	175	69	39%	
3	5	775	825	51	31	61%	
3	6	826	1053	228	93	41%	
3	7	1054	1382	329	175	53%	
3	8	1383	1614	232	114	49%	
3	9	1615	1828	214	98	46%	
3	10	1829	2157	329	165	50%	
3	11	2158	2362	205	82	40%	
3	12	2363	2689	327	125	38%	
3	13	2690	2866	177	49	28%	
3	14	2867	2949	83	34	41%	
3	15	2950	3160	211	87	41%	
3	16	3161	3323	163	57	35%	
3	17	2234	3444	1211	63	5%	
3	18	3445	3678	234	67	29%	
3	19	3679	3773	95	42	44%	
3	20	3774	3868	95	37	39%	

表4 国史館所蔵第四区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
4	1	1	49	49	31	63%	
4	2	50	327	278	124	45%	
4	3	328	494	167	48	29%	
4	4	495	798	304	116	38%	
4	5	799	1085	287	138	48%	
4	6	1086	1165	80	53	66%	
4	7	1166	1385	220	60	27%	
4	8	1386	1678	293	147	50%	
4	9	1679	1776	98	30	31%	
4	10	1777	1870	94	16	17%	
4	11	1871	2051	181	90	50%	
4	12	2052	2257	206	86	42%	
4	13	2258	2620	363	149	41%	
4	14	2621	2981	361	171	47%	
4	15	2982	3247	266	130	49%	
4	16	3248	3566	319	132	41%	
4	17	3567	3980	414	173	42%	
4	18	3981	4182	202	71	35%	
4	19	4193	4348	156	80	51%	
4	20	4349	4597	249	87	35%	

表5 国史館所蔵第五区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
5	1	1	36	36	22	56%	
5		44	46	3			
5	2	37	43	7	0	0%	
5		47	55	9			
5	3	56	83	28	14	50%	
5	4	84	103	20	7	35%	
5	5	104	123	20	0	0%	
5	6	124	145	22	0	0%	
5	7	146	175	30	0	0%	
5	8	176	180	5	12	26%	
5		183	222	40			
5		224		1			
5	9	181	182	2	0	0%	
5	10	223		1	0	0%	
5		225	247	23			
5	11	248	281	34	0	0%	
5	12	282	283	2	0	0%	
5		287	298	12			
5		300		1			
5	13	284	286	3	0	0%	

5		301	309	9			
5		299		1			
5	14	310	343	34	42	124%	
5	15	344	368	25	0	0%	
5		374	375	2			
5	16	369	373	5	20	154%	
5		376	383	8			
5	17	384	400	17	10	59%	
5	18	401	402	2	0	0%	
5		418	422	5			
5		426	444	19			
5	19	405	417	13	16	33%	
5		423	425	3			
5		445	477	33			
5	20	538	540	3	0	0%	
5		581	584	4			
5		403		1			
5		404		1			
5		537		1			
5	21	541	580	40	76	93%	
5		585	626	42			
5	22	478	536	59	12	20%	
5	23	627	637	11	33	30%	
5	24	639	653	15	14	25%	
5		656	658	3			
5		660	692	33			
5		696	698	3			
5		752		1			
5	25	638	662	25	20	42%	
5		645	659	15			
5		654	655	2			
5		693	695	3			
5		697	699	3			
5	26	748	750	3	0	0%	
5	27	751		1	0	0%	
5	28	700	747	48	32	67%	
5	29	753	789	37	40	108%	
5	30	790	818	29	15	52%	
5	31	819	854	36	28	78%	
5	32	855	913	59	6	10%	
5	33	914	977	64	55	86%	
5	34	978	1032	55	45	82%	
5	35	1033	1126	94	43	46%	
5	36	1127	1175	49	17	35%	
5	37	1176	1322	147	102	69%	
5	38	1323	1488	166	71	43%	
5	39	1489	1533	45	27	60%	

5	40	1534	1619	86	71	83%
5	41	1620	1722	103	38	37%
5	42	1723	1791	69	40	58%
5	43	1792	1900	109	43	39%
5	44	1901	1965	65	57	88%
5	45	1966	2055	90	49	54%
5	46	2056	2217	162	100	62%
5	47	2218	2318	101	71	70%
5	48	2319	2535	217	78	36%
5	49	2536	2886	351	166	47%
5	50	2887	3055	169	111	66%
5	51	3056	3375	320	182	57%
5	52	3376	3813	438	141	32%
5	53	3814	4283	470	345	73%
5	54	4284	4842	559	323	58%

表6 国史館所蔵第六区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
6	1	164		1	0	0%	
6	2	72	163	92	65	69%	
6		166	167	2			
6	3	1	71	71	47	65%	
6		165		1			
6	4	168	174	7	14	30%	
6		185	223	39			
6	5	1014	1044	31	0	0%	
6		1125	1128	4			
6	6	1145	1160	16	15	75%	
6		1180	1183	4			
6	7	175	180	6	45	64%	
6		224	242	19			
6		257	301	45			
6	8	181	184	4	11	61%	
6		243	256	14			
6	9	302	316	15	29	30%	
6		318		1			
6		342	394	53			
6		396	422	27			
6	10	317		1	9	16%	
6		319	333	15			
6		395		1			
6		423	427	5			
6		429	432	4			
6		437		1			
6		515	524	10			
6	530	531	2				

6		533	547	15			
6		550	553	4			
6	11	525	529	5	39	80%	
6		532		1			
6		548	549	2			
6		554	586	33			
6		334	341	8			
6	12	587	591	5	0	0%	
6		597	607	11			
6		617	633	17			
6	13	592	596	5	0	0%	図上,15 幅と記載
6		608	616	9			
6	14	754	809	56	18	32%	
6	15	873	891	19	32	62%	
6		919	927	9			
6		929	930	2			
6		967	984	18			
6		990	993	4			
6	16	1045	1073	29	0	0%	
6		1079		1			
6		1129	1140	12			
6		1084		1			
6	17	1227		1	9	47%	
6		1248	1261	14			
6		1280	1283	4			
6	18	1228	1247	20	7	16%	
6		1262	1279	18			
6		1284	1285	2			
6		1287	1290	4			
6	19	428		1	40	49%	
6		433	436	4			
6		438	514	77			
6	20	1476	1536	61	38	62%	
6	21	634	705	72	41	57%	
6	22	706	713	8	0	0%	
6	23	714	753	40	0	0%	
6	24	810	872	63	28	44%	
6	25	892	918	27	35	39%	
6		920		1			
6		931	966	36			
6		985	989	5			
6		994	1013	20			
6	26	1141	1144	4	0	0%	
6		1074	1078	5			
6		1080	1083	4			
6		1085	1124	40			
6	27	1161	1170	10	13	81%	

6		1184	1189	6		
6	28	1171	1179	9	16	35%
6		1190	1226	37		
6	29	1286		1	30	135%
6		1291	1306	16		
6		1308	1309	2		
6	30	1314	1317	4	39	44%
6		1307		1		
6		1310	1313	4		
6	31	1318	1400	83	44	59%
6		1401	1475	75		
6	32	1537	1559	23	0	0%
6	33	1560	1604	45	0	0%
6	34	1605	1694	90	78	87%
6	35	1805	1916	112	60	54%
6	36	1917		1	17	27%
6		1947	1967	21		
6		1979	2004	26		
6		2009	2023	15		
6	37	2043	2053	11	0	0%
6		2084	2088	5		
6	38	2089	2107	19	20	87%
6		2151	2153	3		
6		2147		1		
6	39	2154	2156	3	21	88%
6		2165	2185	21		
6	40	2186	2207	22	14	64%
6	41	2253	2274	22	41	185%
6	42	2275	2301	27	16	59%
6	43	2208	2252	45	15	33%
6	44	2302	2354	53	16	30%
6	45	2823	2833	11	0	0%
6		2855	2885	31		
6	46	2773	2822	50	40	56%
6		2834	2854	21		
6	47	2355	2417	63	30	39%
6		2436	2444	9		
6		2454	2456	3		
6		2458		1		
6	48	2886	2954	69	29	40%
6		3037	3039	3		
6		3041		1		
6	49	2418	2435	18	21	38%
6		2445	2453	9		
6		2457		1		
6		2459	2486	28		
6	50	2955	3036	82	66	54%

6		3040		1		
6		3042	3080	39		
6	51	2565	2618	54	44	81%
6	52	2619	2633	15	0	0%
6	53	2634	2641	8	0	0%
6		2676	2677	2		
6	54	2682	2683	2	14	44%
6		2487	2517	31		
6	55	2553		1	34	74%
6		2518	2552	35		
6	56	2554	2564	11	47	43%
6		1695	1804	110		
6	57	2642	2675	34	19	37%
6		2678	2681	4		
6	58	2694	2707	14	33	52%
6		1918	1946	29		
6	59	1968	1998	31	33	51%
6		2005	2008	4		
6	60	2708	2772	65	0	0%
6		2038	2042	5		
6	61	2072	2083	12	27	84%
6		2024	2037	14		
6	62	2054	2071	18	14	28%
6		2148	2150	3		
6	63	2157	2164	8	0	0%
6		2108	2146	39		
6	64	3081	3098	18	50	100%
6		3099	3148	50		
6	65	3198		1	0	0%
6		3200	3203	4		
6	66	3209	3216	8	0	0%
6		3218	3232	15		
6	67	3176	3179	4	25	60%
6		3183	3184	2		
6	68	3190		1	17	52%
6		3193	3197	5		
6	69	3199		1	39	87%
6		3204	3208	5		
6	67	3217		1	25	60%
6		3149	3175	27		
6	68	3180	3182	3	17	52%
6		3185	3189	5		
6	69	3191	3192	2	39	87%
6		3233	3237	5		
6	68	3268	3290	23	17	52%
6		3300	3309	10		
6	69	3310	3354	45	39	87%

6	70	3355	3399	45	17	38%	
6	71	3534	3592	59	8	14%	
6	72	3476	3533	58	44	76%	
6	73	3663	3702	40	65	94%	
6		3750	3778	29			
6	74	3703	3734	32	41	52%	
6		3593	3619	27			
6		3643	3662	20			
6	75	3794	3805	12	21	40%	
6		3820	3844	25			
6		3847	3862	16			
6	76	3892		1	0	0%	
6		3917	3949	33			
6		4009	4014	6			
6		4016		1			
6	77	3995	3999	5	0	0%	
6		4015		1			
6		4017	4027	11			
6	78	4028	4076	49	0	0%	
6	79	3238	3255	18	14	78%	
6	80	4077	4093	17	0	0%	
6	81	3256	3267	12	0	0%	
6		3291	3299	9			
6		4205	4205	1			
6	82	4205	4205	1	0	0%	
6	83	4205	4205	1	0	0%	
6	84	3400	3475	76	41	51%	★
6		4207	4210	4			
6	85	4211	4249	39	91	53%	★
6	86	4250	4312	63	209	53%	★
6	87	4421	4435	15	18	50%	
6		4478		1			
6		4479		1			
6		4437	4455	19			
6	88	4456	4477	22	25	48%	
6		4480	4509	30			
6	89	3735	3749	15	11	19%	
6		3620	3642	23			
6		3779	3793	15			
6		4436		1			
6		4491	4493	3			
6	90	4510	4542	33	22	67%	
6	91	3806	3814	9	18	78%	
6		3845	3846	2			
6		3863	3874	12			
6	92	3815	3819	5	0	0%	
6		3875	3891	17			

6	93	4543	4547	5	0	0%	
6		4549	4569	21			
6	94	4570	4577	8	0	0%	
6		4582	4605	24			
6	95	4578	4581	4	0	0%	
6		4606	4620	15			
6	96	4548		1	0	0%	
6		4621		1			
6	97	3906		1	0	0%	
6		3908	3916	9			
6		3969	3994	26			
6		4000	4008	9			
6	98	3907		1	33	100%	
6		3893	3905	13			
6		3950	3968	19			
6	99	4094	4114	21	0	0%	
6	100	4115	4157	43	8	19%	
6	101	4158	4166	9	0	0%	
6		4169	4178	10			
6	102	4167	4168	2	0	0%	
6		4179	4204	26			
6	103	4206	4206	1	39	3900%	★
6	104	4206	4206	1	0	0%	★
6	105	4206	4206	1	0	0%	★
6	106	4313	4374	62	31	50%	
6	107	4375	4410	36	20	56%	
6	108	4411	4420	10	9	90%	
6	109	4622	4651	30	33	110%	★
6	110	4652	4690	39	0	0%	
6	111	4691	4823	133	114	86%	
6	112	4824	4914	91	39	43%	
6	113	4915		1	0	0%	
6	114	4916	4933	18	0	0%	
6	115	5232	5240	9	0	0%	
6	116	5241	5305	65	0	0%	
6	117	4934	4946	13	76	49%	
6		4948		1			
6		5077	5216	140			
6	118	5217	5231	15	15	100%	
6	119	4947		1	107	83%	
6		4949	5076	128			
6	120	5306	5400	95	94	99%	

表7 国史館所蔵第七区土地登記文書数

区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
7	1	1	1	1	0	0%	
7	2	2	3	2	0	0%	
7	3	4	22	19	13	57%	★
7		26	29	4			
7	4	50		1	0	0%	
7		54-2		1			
7		542-2		1			
7		586-2		1			
7		587-2		1			
7	597-2		1				
7	5	393	394	2	0	0%	
7	6	391	392	2	0	0%	
7		395	437	43			
7	7	539	544	6	11	40%	★
7		598	601	4			
7	8	438	538	101	40	26%	
7		545	597	53			
7	9	602	762	161	11	7%	
7	10	763	770	8	0	0%	
7	11	771	886	116	28	24%	
7	12	887	969	83	0	0%	
7	13	970	977	8	0	0%	
7	14	996	1099	104	23	22%	
7	15	1100	1120	21	0	0%	
7	16	1121	1142	22	7	32%	
7	17	1143	1159	17	9	53%	
7	18	1160	1186	27	0	0%	
7	19	1187	1195	9	0	0%	
7	20	1380		1	0	0%	
7		1395	1405	11			
7		1408		1			
7		1409		1			
7	21	1374	1379	6	0	0%	
7		1381	1394	14			
7	22	1410		1	0	0%	
7		1406		1			
7		1407		1			

不明地段	300	273	1311
所蔵数	12	5	13

★本区所有歛去地段号数均係劃入郷区登記範圍内故不編入合註明

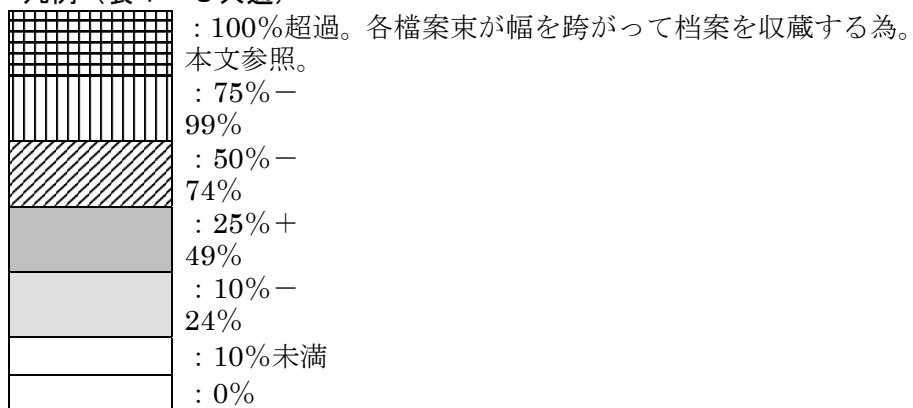
表 8 国史館所蔵第八区土地登記文書数

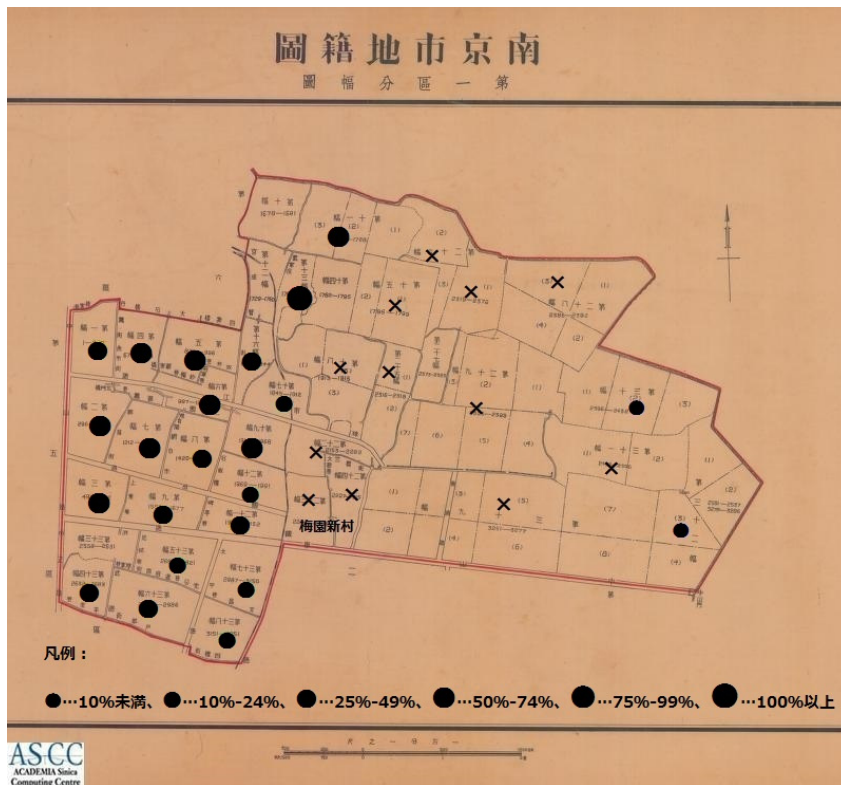
区	幅	地段始	地段終	地段数	所蔵数	割合 %	註
8	九袂州新圩 (因市界問題暫緩辦理)						
8	1	1	89	89	59	66%	
8	2	90	217	128	103	80%	
8	3	218	230	13	55	27%	
8		239	265	27			
8		278	294	17			
8		314	326	13			
8		246	355	110			
8		380	393	14			
8		415	424	10			
8	4	231	238	8	56	56%	
8		295	313	19			
8		327	345	19			
8		356	379	24			
8		394	414	21			
8		430	438	9			
8	5	425	429	5	88	63%	
8		456	469	14			
8		501	522	22			
8		553	564	12			
8		590	608	19			
8		623	674	52			
8	6	695	709	15	62	42%	
8		439	455	17			
8		470	500	31			
8		523	552	30			
8		553	589	37			
8		609	622	14			
8	7	675	694	20	51	63%	
8		710	714	5			
8		726	747	22			
8		766	776	11			
8		798	815	18			
8		832	845	14			
8		867		1			
8		877		1			
8		901		1			
8	903	910	8				
8	8	715	725	11	43	40%	
8		748	765	18			
8		777	797	21			
8		816	831	16			
8		846	865	20			
8		878	898	21			
8		900		1			

8		866		1						
8		902		1						
8		911	921	11						
8		943	949	7						
8	9	973	982	10	15	16%				
8		1002	1010	9						
8		1044	1069	26						
8		1093	1098	6						
8		1114	1121	8						
8		1138	1154	17						
8		10	899				1	103	68%	
8			922	942			21			
8	950		972	23						
8	983		1001	19						
8	1011		1043	33						
8	1070		1092	23						
8	1099		1113	15						
8	1122		1137	16						
8	11	1411-1	1411-2	1	0	0%				
8	12	1410	1411-1	2	0	0%				
8	13	1410	1411-1	2	0	0%				
8	14	1410	1411-1	2	0	0%				
8	15	1155	1171	17	45	58%				
8		1199	1218	20						
8		1241	1267	27						
8		1289	1294	6						
8		1316	1322	7						
8		1337		1						
8	16	1172	1198	27	61	46%				
8		1219	1240	22						
8		1269	1287	19						
8		1295	1315	21						
8		1323	1336	14						
8		1338	1366	29						
8	17	1367-1	1367-31	1	10	100%				
8	18	1368-1	1368-4	1	3	150%	★所蔵数は19幅と共通			
8		1369-1		1						
8	19	1369-2	1369-3	1				0%	0%	
8		1370-1		1						
8	20	1370-2	1370-3	1	0	0%				

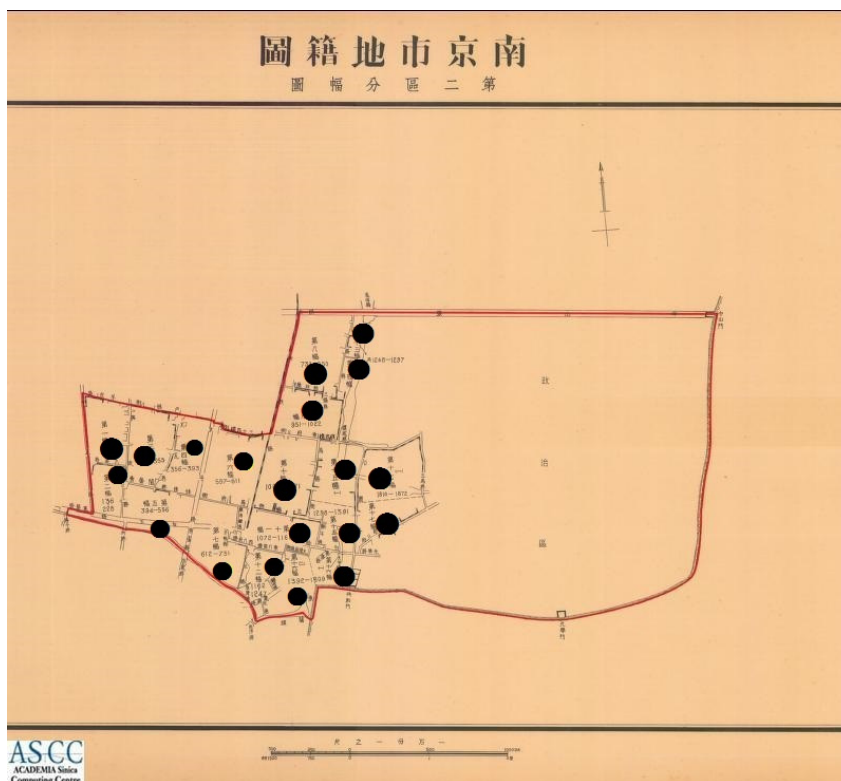
備考：割合は当該幅内地段総数（地段数）に対する国史館所蔵档案数（所蔵数）の占める比率を計算した。

凡例（表1～8共通）

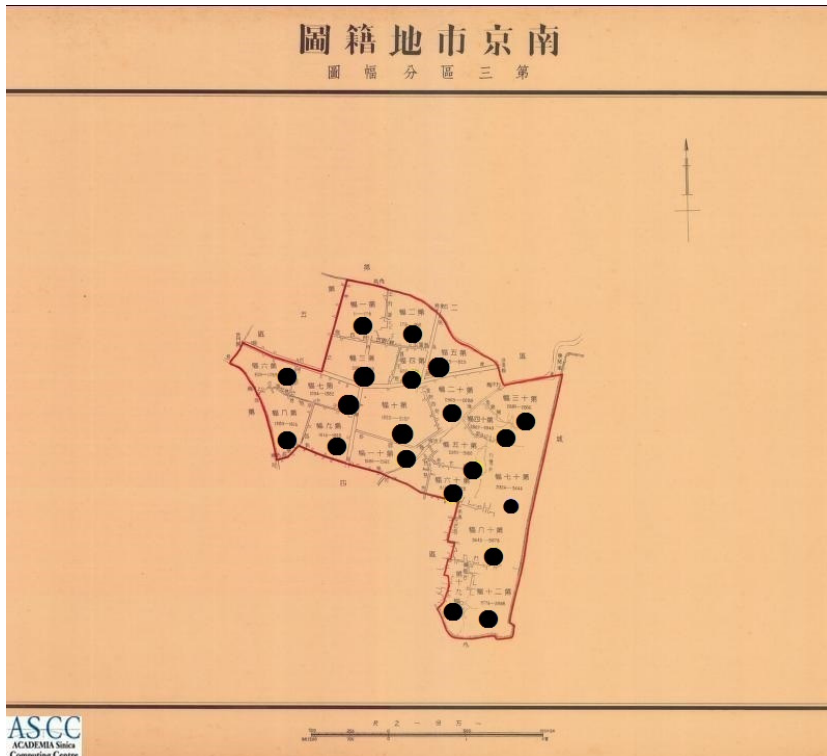




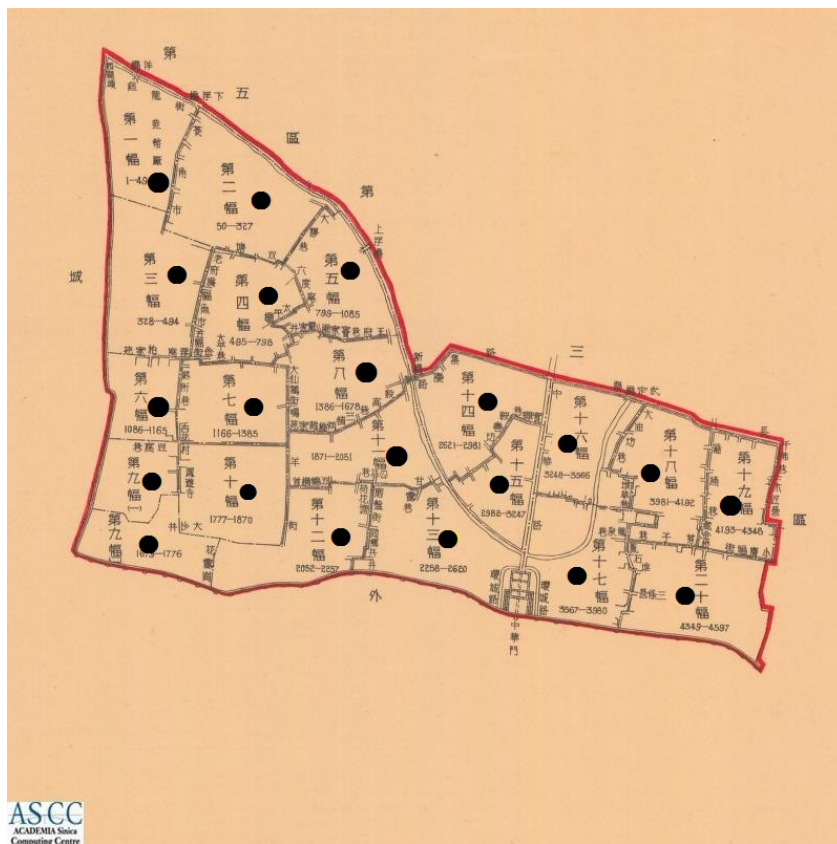
【图 1 第 1 幅分布图】



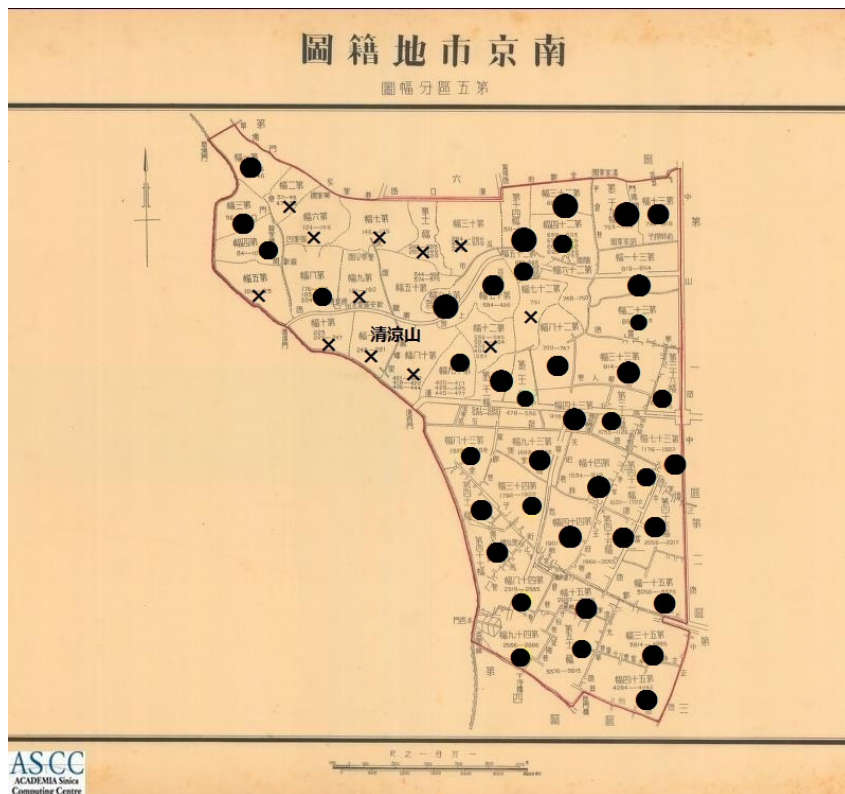
【图 2 第 2 幅分布图】



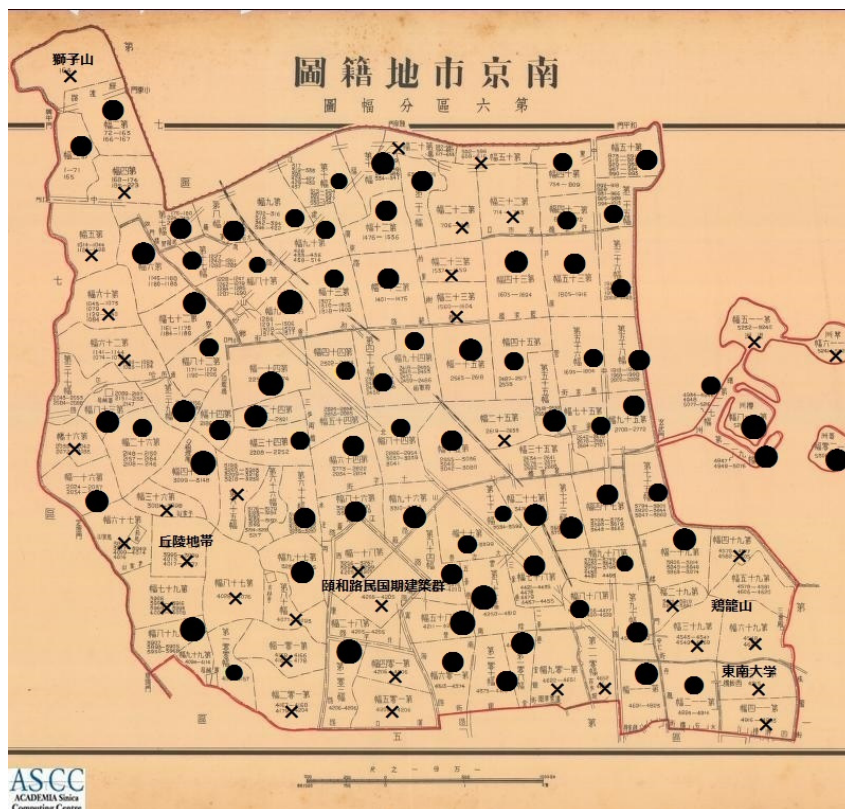
【图 3 第 3 幅分布图】



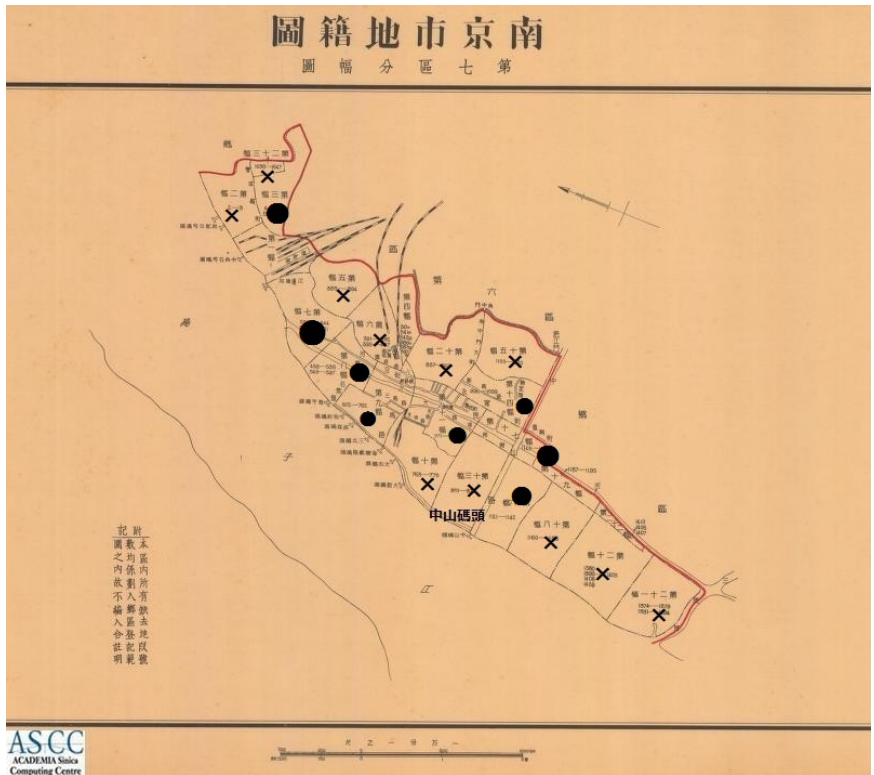
【图 4 第 4 幅分布图】



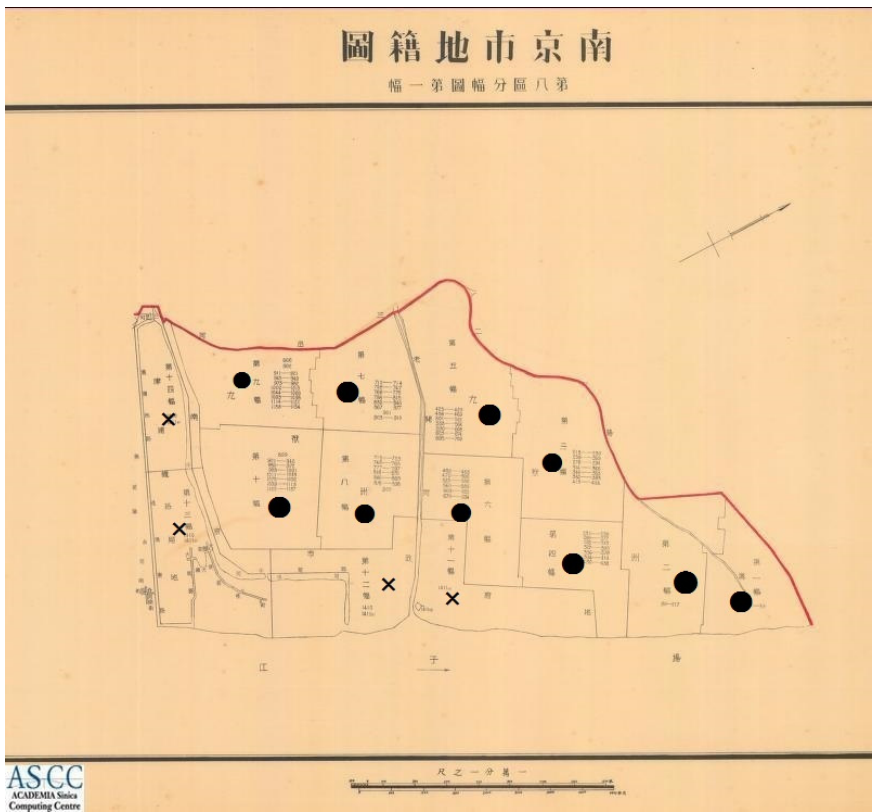
【图 5 第 5 幅分布图】



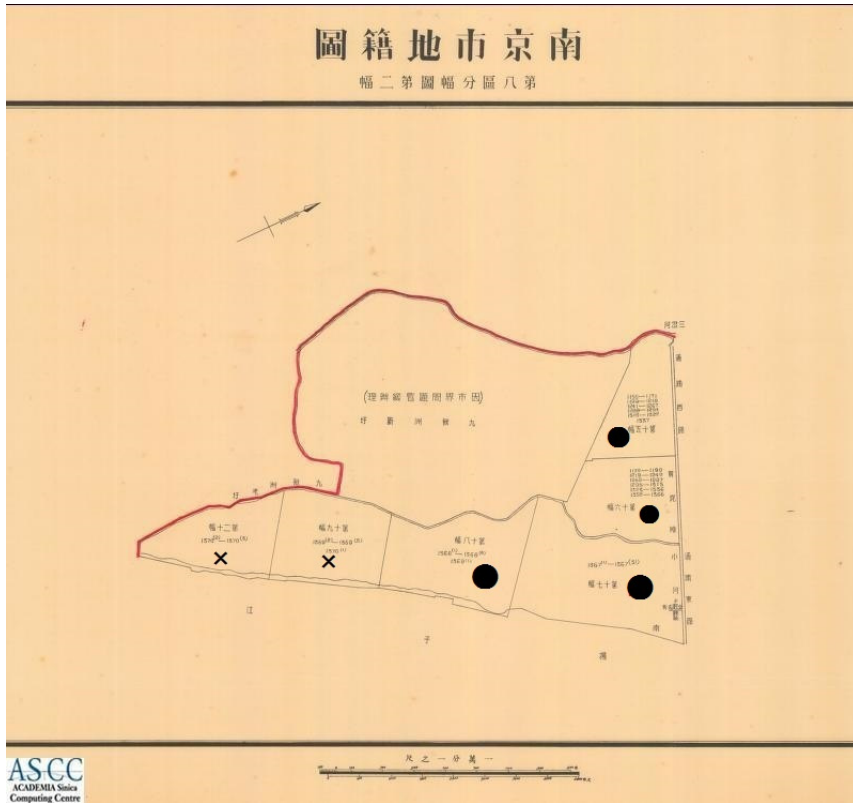
【图 6 第 6 幅分布图】



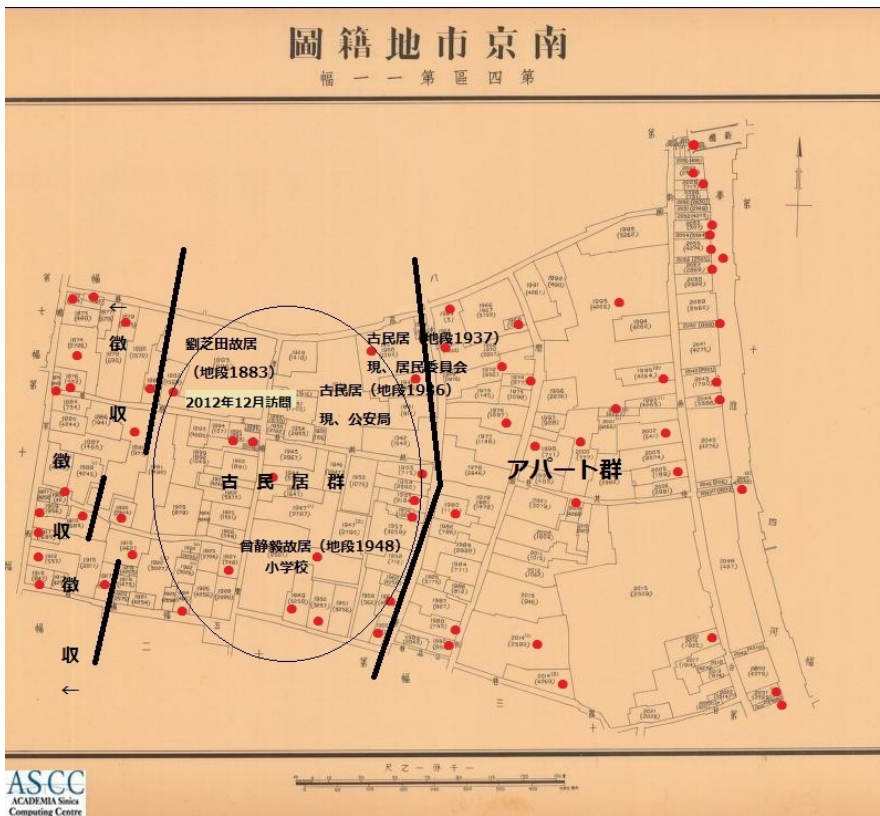
【图 7 第 7 幅分布图】



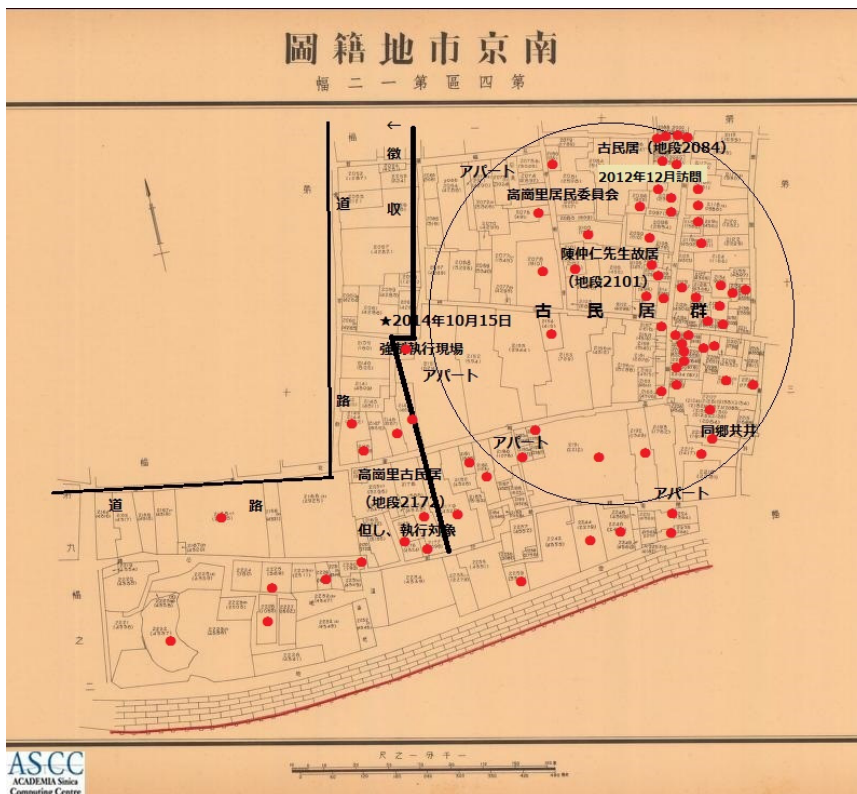
【图 8-1 第 8-1 幅分布图】



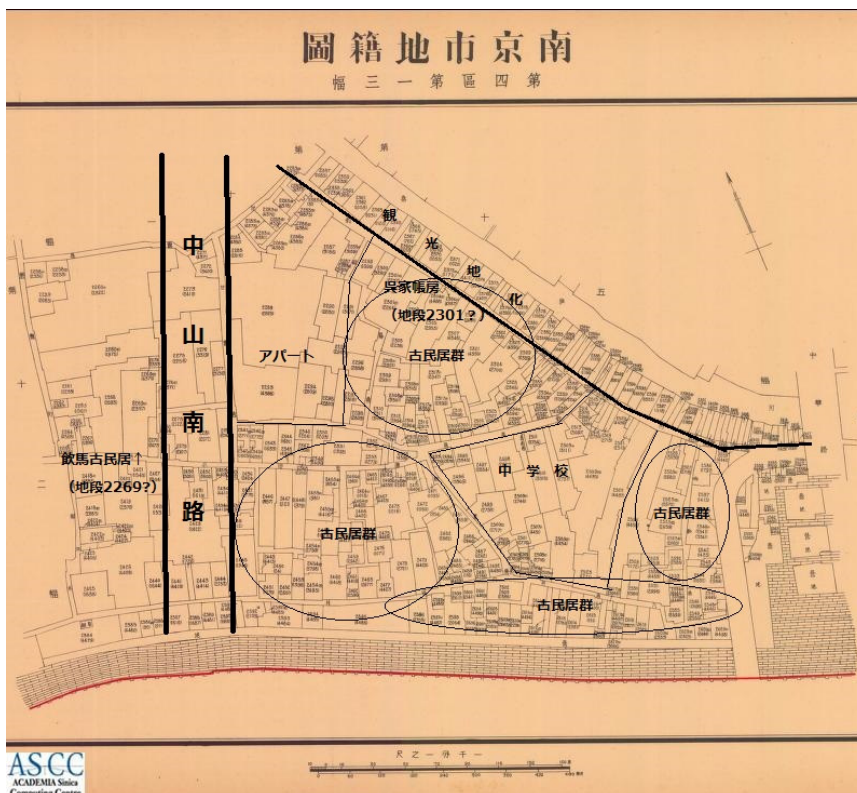
【图 8-2 第 8-2 幅分布图】



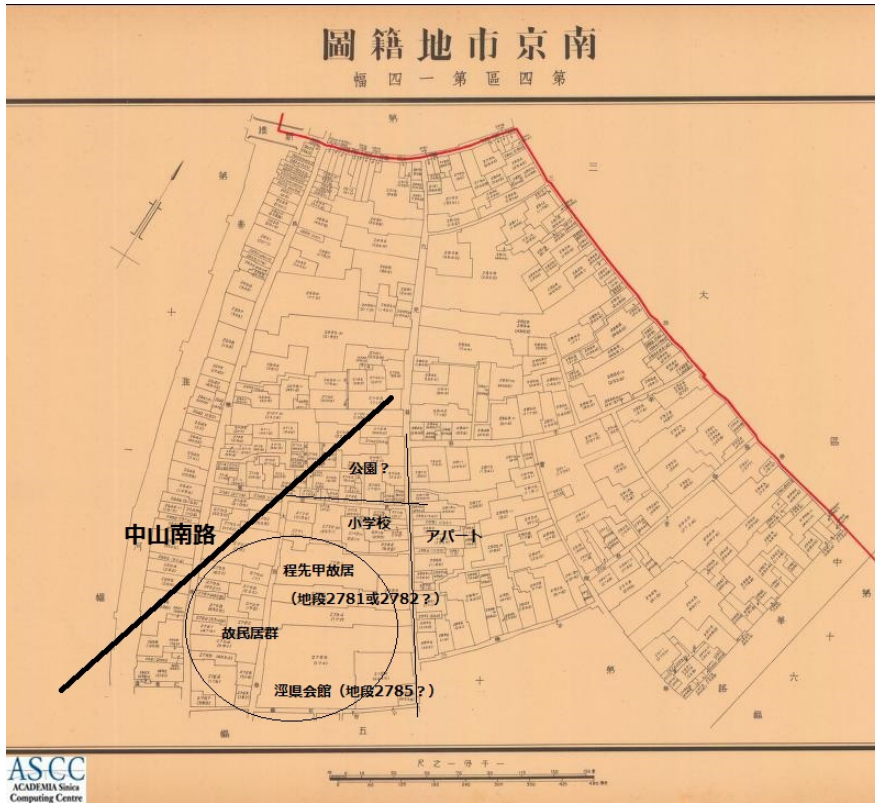
【图 9 第 11 幅現況】



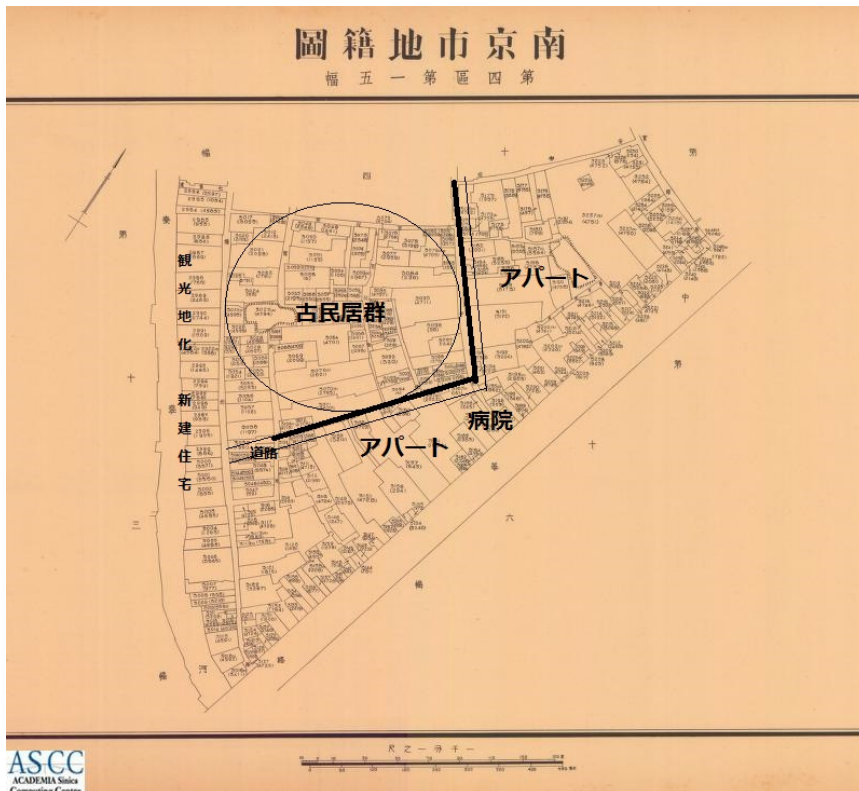
【図10 第12幅現況】



【図11 第13幅現況】



【図 12 第 14 幅現況】



【図 13 第 15 幅現況】